

# 港区一時預かり事業 指導検査基準

(令和6年4月1日適用)

※この指導検査基準における一時預かり事業とは、一般型一時預かり事業を対象とする

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

## 〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	昭和40年3月31日規則第6号「港区児童福祉法施行細則」	区児童福祉法施行細則
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成24年法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
6	平成26年港区規則第90号「港区子ども・子育て支援法施行細則」	区子ども・子育て支援法施行細則
7	昭和23年12月29日厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	厚生省令
8	平成26年9月5日雇児発第0905第5号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」	雇児発0905第5号通知
9	令和2年12月9日港区条例第51号「港区児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例」	区条例
10	令和2年12月9日規則第96号「港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則
11	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
12	平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号「一時預かり事業の実施について」	雇児発0717第11号通知
13	昭和52年9月25日52港厚児第299号「港区一時保育事業実施要綱」	港区一時保育事業実施要綱
14	平成24年8月31日24港子子第4036号「港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱」	区立保育園一時保育事務取扱要綱
15	平成22年5月27日22港子子第484号「港区乳幼児一時預かり事業実施要綱」	港区乳幼児一時預かり事業実施要綱
16	令和3年3月31日2港子政第1212号「港区保育所設置認可等事務取扱要綱」	区事務取扱要綱
17	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
18	30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30福保子保第3635号通知
19	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全確保について」	雇児総発第402号通知
20	令和2年6月12日府子本第659号・2初幼教第10号・子少発0612第1号・子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）」	府子本第659号通知
21	令和6年3月28日5福祉子保第4008号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第4008号通知
22	令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
23	令和6年3月22日こ成安第37号・5教参学第40号「教育・保育施設における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第37号通知
24	令和元年11月27日府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」	府子本第689号
25	昭和56年6月1日	新耐震基準
26	平成18年1月25日国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」	国土交通省告示第184号
27	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
28	昭和23年法律186号「消防法」	消防法
29	昭和36年政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
30	昭和36年自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
31	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	都震災対策条例
32	昭和24年3月30日条例第17条「東京都帰宅困難者対策条例」	都帰宅困難者対策条例
33	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号
34	平成17年3月25日消防庁告示第2号「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」	消防庁告示第2号
35	昭和24年法律第193号「水防法」	水防法
36	平成12年法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
37	昭和48年4月13日社施第59号「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号
38	昭和58年12月17日社施第121号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号
39	昭和37年3月31日条例第65号「火災予防条例」	火災予防条例
40	平成28年9月9日雇児総発0909第2号「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号
41	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
42	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
43	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
44	平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	長時間労働者及び有期雇用労働者雇用管理の改善等に関する措置等についての指針
45	昭和47年6月8日労働省令第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
46	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
47	平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	平成10年法律第114号

No.	関係法令及び通知等	略称
48	平成10年厚生省令第99号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」	厚生省令第99号
49	平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」	基発0130第1号
50	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1877号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	府子本第191号
51	平成14年12月25日雇児発第1225008号「児童福祉施設の最低基準の一部改正について」	雇児発第1225008号
52	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
53	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生施行令」	食品衛生施行令
54	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
55	令和2年8月5日薬生食監発0850第3号「食品衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0850第3号通知
56	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第012005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
57	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
58	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知

# 目 次

1	事業の内容の状況	7	4	特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準	18
	(1) 基準の順守	7		(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	18
	(2) 事業の内容	7		(2) 利用料及び特定費用の額の受領	18
	(3) 人権の尊重	7		(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	18
	(4) 虐待等の行為	7		(4) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	19
	(5) 休息等の行為	8		(5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	19
	(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	8		(6) 秘密保持等	19
	(7) 保護者との連絡状況	9		(7) 記録の整備	19
	(8) 児童の安全確保	9	5	健康管理体制	19
	(9) 事故発生時の対応	10		(1) 安全衛生管理体制	19
	(10) 届け出内容の変更（建築設備を除く）	11		(2) 健康診断	20
	(11) 職員の配置	11	6	衛生管理	20
	(12) 安全対策	12		(1) 検便	20
2	建物設備等の管理	12		(2) 調乳従事者の健康チェック及び調乳室等の点検	21
	(1) 建物設備の状況	13			
	(2) 建物設備の安全、衛生	14			
3	災害対策の状況	14			
	(1) 管理体制（防火管理者）	14			
	(2) 防火対策	14			
	(3) 消防計画等	14			
	(4) 消防署の立入検査	15			
	(5) 防災訓練等	15			
	(6) 災害発生時への備え	16			
	(7) 保安設備	17			

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業内容の状況					
(1) 基準の順守	一時預かり事業を行うものは、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を遵守すること。		(1) 児童福祉法第34条の13		
(2) 事業の内容	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>厚労省令に基づき、次に掲げる区分に応じ事業を実施すること。</p> <p>1 一般型一時預かり事業</p> <p>(ア) 保育所、認定こども園において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行うもの。</p> <p>区条例第45条の規定に準じ、養護と教育を一体的に行うこととし、その内容については保育所保育指針に従うこと。</p> <p>(イ) 港区乳幼児一時預かり事業</p> <p>保育所、認定こども園以外で、乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行うものをいう。</p> <p>区条例第45条の規定に準じ、養護と教育を一体的に行うこととし、その内容については保育所保育指針に従うこと。</p>	<p>1 事業の内容は適切か。</p> <p>2 保育の内容が適切か。</p> <p>1 事業の内容は適切か。</p> <p>2 保育の内容が適切か。</p>	<p>(1) 児童福祉法第6条の3第7項</p> <p>(2) 雇児発0717第11号通知</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則第36条の35</p> <p>(1) 区立保育園一時保育事務取扱要綱</p> <p>(2) 港区一時保育事業実施要綱</p> <p>(1) 雇児発0717第11号通知</p> <p>(2) 区条例第45条</p> <p>(1) 港区乳幼児一時預かり事業実施要綱</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第56条第2項</p> <p>(1) 雇児発0717第11号通知</p> <p>(2) 区条例第45条</p>	<p>(1) 事業の内容が適切でない。</p> <p>(2) 事業の内容が不十分である。</p> <p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p> <p>(1) 事業の内容が適切でない。</p> <p>(2) 事業の内容が不十分である。</p> <p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3) 人権の尊重	<p>子供の最善の利益を考慮し、子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。一人一人の子供が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p> <p>保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子供を保育すること。</p>	<p>1 子供一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例第6条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②・③</p>	<p>(1) 子供一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p> <p>(2) 子供一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) 虐待等の行為	<p>職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、施設内におけるア・イ又はエの行為と同様の行為の放置その他職員としての監護を著しく怠ること。</p> <p>エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 区条例第12条</p> <p>(2) 児童福祉法第33条の10</p> <p>(3) 児童虐待防止法第2条、3条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 休息等の状況	子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡などの適切な休息を全くしていない。 (2) 休息のために適切な環境を確保していない。	C B
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。</li> <li>・ 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか)</li> <li>・ 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。)</li> <li>・ 睡眠前には口の中に異物等がないか確認する。</li> <li>・ 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</li> <li>・ ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。</li> <li>・ 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。</li> <li>・ 必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。)</li> <li>・ 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない(子供だけにしない)。</li> <li>・ 保育室内の禁煙を徹底する。</li> <li>・ 個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、受け入れ時の情報、保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)。</li> </ul> <p>【参考】 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ、3(2)ア、イ</p> <p>(2) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 30福保子保第3635号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	C B C B



項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保護者との連絡状況	<p>常に子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>施設利用(登録)時には、保育方針、保育時間、休所日等の事業の内容を、しおり等の文書をもって保護者に周知徹底する必要がある。</p> <p>保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。</p>	1 保護者との連絡は十分か。	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア</p> <p>(2) 区条例第46条</p>	<p>(1) 保護者と連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(8) 児童の安全確保	<p>保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図ること。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中、送迎等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>[対策例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所、設備等を把握しているか。</li> <li>窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないなどについて、保育室内等の点検を定期的に行う。</li> <li>施設、事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的な点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</li> <li>施設外保育時は、携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。</li> <li>職員は、子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く。交差点等で待機する場合には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。</li> <li>施設外保育時の前後、保育場面の切りかわり等における子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等徹底する。</li> <li>目的地への到着時や出発時、施設へ戻った後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。</li> <li>プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</li> <li>プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導者を行う者を分けて配置する。</li> </ul>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <p>2 施設内外の安全点検を実施しているか。</p> <p>3 保育中の事故の発生に備えた措置や訓練を実施しているか。</p> <p>4 施設外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。</p> <p>5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 府子本第659号(子保発0612号第1号)</p> <p>(5) 5福祉子保第2346号通知</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止の配慮が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に施設内外の安全点検を実施していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 訓練を行っていない。</p> <p>(1) 施設外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。</p> <p>(2) 施設外保育時における職員体制が不十分である。</p> <p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 事故発生時の対応	<p>【参考】 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイド」 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」</p>			(2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	B
	<p>1 保育中に体調不良及び事故により傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医と相談し、適切な処置を行うこと。</p> <p>看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じ、その内容を区へ報告すること。</p>	<p>1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>2 事故の経過及び対応を記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア、イ</p> <p>(2) 5福子保第2346号通知</p>	<p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>2 一時預かり事業を行うものは、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに事故が発生した場合は、速やかに当該事実を区に報告しなければならない。</p> <p>(1) 重大事故として報告の対象となる範囲</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)</p> <p>③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故</p> <p>(2) その他、報告の対象となるもの(区及び保健所に報告)</p> <p>① 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合。</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は利用者の半数以上発生した場合。</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。</p> <p>② 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合。</p> <p>③ その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合。</p> <p>3 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生当日)、第2報は原則1ヵ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。</p>	<p>1 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35②</p> <p>(2) こ成安第142号通知</p> <p>(3) 5福祉保第4008号通知</p> <p>(4) 雇児発0717第11号</p> <p>(5) こ成安第37号通知</p>	<p>(1) 記録をしていない。</p> <p>(2) 記録が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 届け出内容の変更 (建物設備を除く)	<p>施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1ヵ月以内に変更届を提出することが必要である。</p> <p>変更届出事項</p> <p>ア 事業の種類及び内容</p> <p>イ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>ウ 条例、定款その他の基本約款</p> <p>エ 職員の定数及び職務の内容</p> <p>オ 主な職員の氏名及び経歴</p> <p>カ 事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。)</p> <p>キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員</p> <p>ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>ケ 事業開始の予定年月日</p>	<p>1 届出事項の変更を届出しているか。</p> <p>2 変更の届け出は変更の日から一月以内にその旨を届出しているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第34条の12第2項</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第36条の33</p> <p>(3) 港区児童福祉法施行細則第9条の16</p>	<p>(1) 届出事項の変更を届出していない。</p> <p>(2) 届出事項の内容が不十分である。</p> <p>(1) 届出の時期が適切でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(11) 職員の配置	<p>1 省令に基づき、次に掲げる区分に応じた職員を配置すること。</p> <p>ア 一般型一時預かり事業</p> <p>区条例第43条に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)を配置しそのうち半数以上は保育士とすること。</p> <p>当該職員の数2人を下回ることはできない。また職員は専ら一時預かり事業に従事する者でなければならない。</p> <p>当該一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均3人以下である場合には、家庭的保育者及び同等以上の内容の研修を終了した者を保育士とみなすことができる。ただし、当該職員は2人を下回ることができない。</p> <p>ただし、以下のように保育所等と一体的に事業を実施、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けることができる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を1人とすることができる。</p> <p>① 当該一般型一時預かり事業と保育所等が一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>② 当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均3人以下である場合であつて保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うにあつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	<p>1 職員配置は適切に行われているか。</p> <p>2 資格保有者が適切に配置されているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ロ</p> <p>(2) 雇児発0717第11号通知</p> <p>(3) 区条例第43条</p> <p>(4) 児童福祉法施行規則第1条の32</p> <p>(5) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ハ</p>	<p>(1) 必要な数の職員が配置されていない。</p> <p>(1) 資格保有者が適切に配置されていない。</p> <p>(2) 従事する職員の半数以上が保育士となっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 安全対策	2 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。 <p>① 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>② 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に終了した者とする。</p>	1 保育士以外の保育従事者は、必要な研修を修了した者か。	(1) 雇児発0717第11号通知	(1) 保育士以外の保育従事者が、必要な研修を修了していない。	C
	1 安全計画 <p>施設は、一時預かり実施要綱及び区条例に準じ、安全計画を策定し当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>策定した安全計画について施設は職員に周知し、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>施設は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組内容等を周知しなければならない。</p> <p>施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	1 安全計画を策定しているか。	(1) 雇児発0717第11号通知 (2) 区条例第7条の2	(1) 安全計画を策定していない。	C
2 建物設備等の管理	(1) 建物設備の状況	2 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。	(1) 区条例第7条の2第2項	(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。	C
		3 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	(1) 区条例第7条の2第3項	(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。	C
(1) 建物設備の状況	1 厚生省令第32条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。)を設けること。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C
		2 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。	(2) 厚生省令 (3) 雇児発0717第11号通知 (4) 区条例第42条 (5) 区規則第12条	(1) 基準面積が不足している。	C
		3 保育に必要な用具が備えられているか	(6) 保育所保育指針第1章1(4) (7) 区事務取扱要綱第6条・18条・19条	(1) 用具等が備付帳簿されていない (2) 用具等の備えが不十分である。	C B
	ア 乳児又は満2歳に満たない幼児の一時保育を実施する施設 <p>(ア)乳児室又はほふく室、及び便所を設けること。</p> <p>(イ)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(ウ)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p>				
	イ 満2歳以上の幼児の一時保育を実施する施設 <p>(ア)保育室又は遊戯室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(イ)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(ウ)満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあっては1.98㎡以上とすること。</p> <p>※他の社会福祉施設が併設されている場合において、交流を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されること。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	2 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	1 食事の提供を行う場合、必要な設備が備えられているか。	(6) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ	(1) 必要な設備が設けられていない。 (2) 設備が不十分である。	C B
	3 非常口は、火災等非常時に利用者の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。この場合において、各部屋から公道(特別区道に準ずるものとして区が指定した通路等を含む。)に至るまでの2つの経路は、途中で交わってはならない。 ア 非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。(1階保育室等も2方向) イ 保育室がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された後に開設しているか。 ウ その他、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)第2の基準を満たしていること。	1 構造、設備が基準を満たしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35  (2) 新耐震基準(昭和56年6月1日) (3) 国土交通省告示第184号 (4) 区事務取扱要綱 (5) 雇児発0905第5号	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C
	4 建物設備等の内容変更により、省令を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。また、面積が増加する場合も内容変更の届出をする必要がある。	1 建物設備等の届出内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第2項	(1) 建物設備等の届出内容と現状に相違がある。 (2) 内容変更を届け出していない。	B B
	5 届出関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。	1 届出関係書類、図面等が整備、保管されているか。		(1) 届出関係書類、図面等が整備、保管されていない。	B
	1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めることが図られなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 区事務取扱要綱 (2) 雇児発0905第5号 (3) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な場所がある。	C C C B
	2 施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。	C
	2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育室、便所等設備が清潔である。  2 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔である。	(1) 保育所保育指針第3章3  (1) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B C B
	3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎(※) 建築整備 毎年(※) 防火設備 毎年(※) 昇降機 毎年 ※300㎡を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる、ただし、平屋建で500㎡未満のものは除く。	1 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法第12条第1項～第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 災害対策の状況					
(1) 管理体制(防火管理者)	<p>1 防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>① 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>② 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>③ 業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条</p> <p>(2) 消防法施行令第3条</p> <p>(3) 消防法施行規則第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。</p> <p>(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。</p> <p>(3) 防火管理者の届出をしていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 防火対策	<p>2 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p>(業務内容)</p> <p>① 消防計画の作成</p> <p>② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施</p> <p>③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備</p> <p>④ 火気の使用又は取扱いに関する監督</p> <p>⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</p> <p>⑥ 収容人員の管理</p> <p>保育所のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p>
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所管の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への提出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 区規則第12条第1項第8号</p> <p>(2) 消防法第8条の3</p> <p>(3) 消防法施行令第4条の3</p> <p>(4) 消防法施行規則第4条の3</p> <p>(5) 社施第107号通知</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。</p>	<p>C</p>
		<p>1 消防計画を作成しているか</p>	<p>(1) 区条例第7条第1項</p> <p>(2) 消防法第8条</p> <p>(3) 消防法施行令第3条の2</p> <p>(4) 消防法施行規則第3条</p>	<p>(1) 消防計画を作成していない。</p> <p>(2) 消防計画の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>2 消防計画を所管消防署に届出しているか。</p>	<p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 消防計画を届出していない。</p> <p>(2) 変更の届出をしていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価	
(4) 消防署の立入検査	2 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 区条例第7条第1項  (2) 都震災対策条例第10条 (3) 都帰宅困難者対策条例第4条第4項 (4) 社施第5号通知 (5) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。  (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C  B	
	3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。  消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項  (2) 土砂災害防止法第8条の2、第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。  (2) 区長に報告していない。	B  B	
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平素かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。一時預かり事業は児童福祉施設に準じ、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施すること。  ・ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。 （図上訓練は含まない。）  ・ 消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。  ・ 訓練を実施する時は、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。  ・ 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。  ・ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。  ・ 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引き渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、利用終了時間などを活用して保護者の負担をできる限り少なくするよう配慮すること。また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引き渡し方法等について確認しておくこと。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	1 避難・消火・通報訓練を実施しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。	B
		1 避難・消火・通報訓練を実施しているか。	1 避難・消火・通報訓練を実施しているか。	(1) 区条例第7条第2項  (2) 消防法施行令第3条の2第2項  (3) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。  (2) 実施方法が不適切である。	C  B
		2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。	2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ	(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。	B
		3 地震想定訓練を実施しているか。	3 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知 (3) 社施第121号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	<p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況所要時間、講評等について、出来るだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生時の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p>	<p>1 訓練結果の記録を整備しているか。</p>	<p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項</p> <p>(2) 火災予防条例第55条の4第2項</p>	<p>(1) 訓練記録が整備されていない。</p> <p>(2) 訓練記録が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
	<p>3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。</p>	<p>1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区長に報告しているか。</p>	<p>(1) 水防法第15条の3第5項</p> <p>(2) 土砂災害防止法第8条の2第5項</p>	<p>(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。</p> <p>(2) 区長に報告していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
	<p>実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、施設として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。</p> <p>① 施設の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各施設でマニュアルを作成し、施設の防災を確立しておく必要がある。</p>	<p>1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア</p> <p>(2) 雇児総発0909第2号</p>	<p>(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。</p>	<p>B</p>
	<p>② 地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておく事が重要である。</p>	<p>2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ</p> <p>(2) 雇児総発0909第2号</p>	<p>(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り必要な協力が得られるよう努めていない。</p>	<p>B</p>
	<p>一時預かり施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう検討することが望ましい。策定後は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことが望ましいものとされている。</p> <p>施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めることが望ましい。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施することが望ましい。</p>				
	<p>【参考】 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</p>				



項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保安設備	1 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B
		2 消防用設備等の自主点検をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	B
		3 点検後の不良個所を改善しているか。	(1) 社施第59号通知6	(1) 不良個所の改善を行っていない。	B
		4 避難器具を設置しているか。	(1) 区条例第7条第1項、第42条第3項 (2) 区規則第12条 (3) 消防法施行令第25条	(1) 避難器具を設置していない。	B
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置  (1) 区条例による設置 3階以上の施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置。 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	1 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 区条例第42条第3項 (2) 区規則第12条第1項第7号 (3) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
			3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1)区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の施設 (2)消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備  延面積が300㎡以上の防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて) ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機  特定の場所を準不燃材料以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを 超える場合。	1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。	(1) 区条例第42条第3項 (2) 区規則第12条第1項第7号 (3) 雇児発第1225008号通知 (4) 消防法施行令第23条
	2 自動火災報知機を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条、第22条		(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準					
(1) 教育・保育その他の子ども子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者(子ども・子育て支援法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下「提供者」という。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 子ども・子育て支援法 (2) 運営基準第54条	(1) 必要な事項を記録していない。 (2) 記録の内容が不十分である	C B
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	1 提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下「保護者」という。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。  2 提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払いを保護者から受けることができる。この場合において提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約により定められた利用料の額を徴収しているか。  2 施設等利用給付認定保護者から、契約で定められた利用料の支払いを受けているか。 利用料と特定費用の金額がわかる領収書の控え等があるか。	(1) 運営基準第55条第1項  (1) 運営基準 第55条第2項	(1) 利用料を明記した契約書を締結していない。 (2) 徴収の額が適正でない。  (1) 契約により定められた利用料の支払いを受けていない。 (2) 特定費用に係るものを除く利用料となっていない。 (1) 特定費用の用途及び額並びに理由について書面等で明らかにしていない。	C C C C
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 提供者は、運営基準第55条の規定による支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。  2 前項の場合において、提供者は、当該支払をした保護者に対し、次の項目を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。 ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯 ・ 当該特定子ども・子育て支援の内容 ・ 費用の額 ・ その他施設等利用費の支給に必要な事項	1 特定費用の支払いを保護者から受ける場合、特定費用の用途及び額並びに理由について、あらかじめ書面等で明らかにしているか。  2 特定費用の支払いについて、保護者に説明し、同意を得ているか。	(1) 領収書を交付しているか。  (1) 運営基準第56条第1項  (1) 運営基準第56条第2項	(1) 領収証を交付していない。 (2) 領収証に利用料の額と特定費用の額が区分して記載されていない。  (1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援証明書の記載内容が不十分である。	C C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しなければならない。	1 保護者に関する不正な行為による施設等利用費の受給等について区に通知しているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 区に通知していない。	C
(5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 差別的取扱いをしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
(6) 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。  (必要な措置 例 ) ・規程等の整備 ・雇用時の取決め等	1 職員及び管理者が正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密をもらしていないか。  1 必要な措置を講じているか。	(1) 運営基準第60条第1項  (2) 運営基準第60条第2項 (3) 区条例第20条第1項、第2項	(1) 正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしている。  (1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C C B
(7) 記録の整備	1 提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかねばならない。  2 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・ 資格証明書(保育士証の写し医師免許証の写し等) ・ 履歴書 ・ 労働者名簿 (記載事項)氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類、雇入れ年月日、退職年月日及びその事由、死亡年月日及びその原因等 ・ 雇用契約書 ・ 賃金台帳	1 提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。  使用者は賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額、その他法令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しているか。	(1) 運営基準第61条第1項  (1) 労働基準法第108、109条  (2) 労働基準法施行規則第54条第55条、第56条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 (2) 諸記録の整備が不十分である。 (1) 資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (3) 履歴書を整備していない。 (4) 労働者名簿を整備・保管していない。 (5) 雇用契約書を整備・保管していない。 (6) 賃金台帳を整備・保管していない。	C B C B B B B
5 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	・ 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 職員が常時10人以上50人未満の施設において衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2  (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2	(1) 衛生推進者を選任していない。  (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引き続き使用されている者で、就労時間が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核診断の結果、結核の発病のおそれがある者に対して喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。</li> <li>・健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。</li> <li>・労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。</li> <li>・腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。</li> <li>・労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。</li> </ul>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を作成・保存しているか。</p> <p>3 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。(職員が常時50人以上の施設のみ。)</p>	<p>(1) 区条例第16条第4項</p> <p>(2) 労働安全衛生法第66条、第66条の10</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21</p> <p>(4) 平成10年法律第114号第53条の2</p> <p>(5) 厚生省令第99号第27条の2</p> <p>(6) 基発0130第1号11(4)ト</p> <p>(7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第52条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。</p> <p>(2) 調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(3) 健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(4) 健康診断の実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p> <p>(1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
6 衛生管理					
(1) 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症、食中毒の予防は極めて重要であり、調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調乳業務に従事させること。</p>	<p>1 調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び配置替えの際についても同様におこなっているか。)</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17</p> <p>(3) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(4) 区条例第16条</p> <p>(5) 事務取扱要綱第14条(3)</p> <p>(6) 雇児総発第36号通知</p> <p>(7) 社援第65号通知</p> <p>(8) 社援第97号通知</p> <p>(9) 児発第470号通知</p> <p>(10) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(11) 労働安全衛生規則第47条、第51条</p> <p>(12) 区家庭条例第18条</p>	<p>(1) 調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 調乳従事者の健康チェック及び調乳室等の点検	<p>調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調乳作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>施設長等の責任者は、毎日作業開始前に、各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。 調乳室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p>	<p>1 調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>2 調乳室等の衛生管理は適切か。</p>	<p>(1) 食品衛生法施行規則別表第17 (2) 児発第669号通知</p> <p>(1) 食品衛生法施行規則別表第17 (2) 児発第669号通知 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 区条例第6条</p>	<p>(1) 調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等)</p> <p>(1) 調乳室の衛生管理が不適切である。</p> <p>(2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>